12月1日～12月20日
第4回定例会

ひがしくるめ
市議会だより

2・15 第205号
平成18年（2006年）

発行　東久留米市議会事務局
〒203－8555
東久留米市本町3－3－1
電　話 0424（70）7777

編集　議会報編集委員会

市政の将来に向け活発な議論

平成16年度決算を認定

平成17年第4回定例会は、12月1日から20日の20日間の会期で開催されました。

今定例会では、閉会中の特別委員会で審査された平成16年度一般会計および国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道事業・受託水道事業の5特別会計の歳入歳出決算を審議し、それぞれ認定しました。そのほか市長提出議案26件、議員提出議案19件（意見書案15件・決議案2件含む）、請願11件、陳情20件を審議しました

（結果は、4面をご覧ください）。

一般会計　賛成多数で認定

平成16年度一般会計および5特別会計歳入歳出決算は、12名の委員による決算特別委員会を設置し、藤本公子委員長（公明党）、田端六郎副委員長（自民・市民クラブ）の下で、11月9日・10日・11日の3日間にわたり慎重に審査が行われました。

審査は、会派代表による総括質疑、予算科目別の質疑（款別審査）の後、採決したところ一般会計と国民健康保険・下水道事業の2特別会計は賛成多数で、老人保健・介護保険・受託水道事業の3特別会計は、全員賛成で認定すべきものと決しました。

12月1日の本会議では、各会派の意見表明の後、採決したところ、委員会同様の採決結果となりました。

【一般会計】

◆総括質疑

――本決算に係る16年度経営方針の評価・検証について伺う。

答弁　行政評価制度は16年度決算の基礎となる予算編成の段階では十分に機能していたとは言えず、厳しい評価もあってしかるべきと考える。しかし、17年度予算では300項目を超える改善に着手できたことも事実であり、16年度決算は重要な転換を意味しているものと言える。

――地方交付税の今後の見通しは。

答弁　三位一体改革の税源委譲、補助金の一般財源化については、普通交付税の減少に直結する改革。現行制度を前提とすれば限りなく不交付団体に近づくことになる。いかなる状況変化にも対応できる行財政運営の仕組みを構築し、現在の行政評価を中心に据えた取り組みを確実に進めていくことが重要と考える。

――財政危機宣言の解除は。

答弁　財政危機宣言時の課題解消の目途（めど）は立ったが、新たな外的要因に対応しなければならない事情が発生している。当面、未曾有の歳入減に対応する予算編成に取り組んでおり、今はここに集中していきたい。

◆款別審査

――本市の職員人件費比率が東京都26市で一番高い理由は。

答弁　消防費を含むことと高齢化率が高いこと。

――庁舎維持管理業務委託の不用額発生理由は。

答弁　13年度から進めてきた入札・契約制度改革の一環としての随意契約であるが、数社から見積もり合わせを行い、業務内容、人員も見直した結果である。

――市政の危機を過大に煽（あお）り市民に我慢を求めた結果、18億円もの不用額を生み出している。進め方に問題はなかったか。

答弁　財政調整基金を経常経費に投入しなければ予算編成ができないという大変厳しい実態の改善に視点をおきながら、財政危機宣言を行い、その後の構造改革に当たってきた。指摘は当たらないと思っている。

――資源回収報奨金の予算増の考えは。

答弁　ごみとして排出される前の段階での重要な発生抑制の方策ととらえており、報奨金の単価は据え置きながら、一層の活動実践団体の増加と資源回収量の増加を推進したい。

――第二小学校の児童増への対応策を伺う。

答弁　具体的に示せる段階ではないが、児童推計や現在のマンション建設の実態等を踏まえながら教育委員会で内部検討を進めており、学校長とも意見交換をしている。

早　春

指定管理者を指定　市民プラザ　スポーツセンター

「東久留米市市民プラザ指定管理者の指定について」（以下「市民プラザ指定管理者の指定」という。）は、12月12日の総務委員会で審査されました。委員会では質疑の後、委員から継続審査の動議が提出されましたが、賛成少数で否決。続いて、原案を採決したところ賛成多数で可決されました。12月20日の本会議においても、同内容の動議は、賛成少数で否決。原案は賛成多数で可決されました。

「東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定について」（以下「スポーツセンター指定管理者の指定」という。）は、12月12日の文教委員会で審査されました。委員会では質疑の後、賛成多数で可決されましたが、原案は賛成多数で可決されました。

市民プラザ

市民プラザ指定管理者の指定は、応募者6団体を東久留米市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査した結果、「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」（以下「ワーカーズコープ」という。）を候補者として選定したので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるというものです。

指定管理期間は、平成18年4月1日から5年間としています。

【委員会での主な質疑】

――ワーカーズコープは、出資金制度による法人か。

答弁　NPO法人の一員になるということで5万円の出資金が必要と聞く。

――地域のNPO団体の育成をどうしていくのか。

答弁　当然考えていかなければならないと思う。市民の方々との協働という視点も踏まえ、今後、どのような形で行政側が対処していくのかということは、大きな課題と考えている。

――①NPO設立の相談窓口は。②指定された当該法人は、地域のNPOを援助する役割を担うのか。

答弁　①東京都である。広域の場合は内閣府。②指定管理者制度とNPOの関係で言えば、連携を密にすることに尽きると思う。地域でともに活動し、その地域活動をより充実させたいということである。

スポーツセンター

スポーツセンター指定管理者の指定は、応募者7団体を選定委員会で審査した結果、「東京ドームグループ共同事業体」を候補者として選定したので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるというものです。

指定管理期間は、平成18年4月1日から5年間としています。

【委員会での主な質疑】

――指定管理者への移行で、現在の部分委託の中で働いている人たちの雇用は。

答弁　選定した団体から現在の人材の雇用について提案がされており、今後、協議していく必要がある。

――指定管理者の事業により、個人の利用が制限されることはないか。

答弁　指定管理者から自主事業の枠組みが示されると思うが、個人利用できる時間帯も確保していく。今後の協議の中で十分検討していきたい。

わくわく健康プラザ条例を可決

「東久留米市わくわく健康プラザ条例」は、12月13日の厚生委員会で審査され、賛成多数で可決すべきものと決しました。12月20日の本会議においても同様に賛成多数で可決されました。

本案は、仮称保健福祉総合センターと称して整備を進めてきた複合施設を、市民の地域福祉の増進、休日の救急医療、並びにコミュニティ活動等の振興を図る総合施設として開設するため、名称、位置、構成する施設と事業内容および施設使用料に関する事項等、必要な事項を定めるものです。

【委員会での主な質疑】

――ワンストップサービスができなくなった経過は。

答弁　福祉に関する総合的な電子システム構築を考えていたが、個人情報保護との関係から難しくなった。17年5月の係長レベルでの検討会からの報告をベースに同センター建設検討委員会で議論を進め、その報告書が庁議で了承されたものである。

――「サンライトプラン ひがしくるめ」の多くの課題についての今後は。

答弁　障害者自立支援法の下での制度の再編を進めたいが、現段階では政省令の内容が不透明なため具体的な答弁はできない。

今号の内容案内

一般質問……2・3面
平成17年度補正予算……4面
東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……4面
提出議案と結果……4面
請願・陳情など……4面